市税に係る減免措置調査票

所属名 ゆとりとみどり振興局 個人市民税 ·法人市民税 固定資産基 市税の税目 軽自動車税 • 事業所税 (該当に○印) 減免対象 住吉武道館 減免内容 条例 第 4 条 の 3 第 29 号 (該当条例等) 銀脚 (1)政策目的 本市では、だれもが気軽にスポーツを楽しむまちづくりを目 指し、さまざまな生涯スポーツ振興施策を推進している。 (2)支援の必要性(理由) 本武道館は、武道を通じて青少年の健全な育成と地域の文 化の向上に寄与することを目的に設置されたものであり、公 益性が高く、教室事業の実施により武道を中心にスポーツ ② 財政支援の必要性 を行う機会の提供が図られ、本市生涯スポーツの振興に大 きく寄与していることから、その固定資産税について減免を 行ってきたところである。 なお、住吉武道館は、市立修道館の南部方面分館的な機 能をもつものとしての公益性を認め、建設にかかる補助金も 市から交付した経過がある。 ②で財政支援の必要性があるとした (有) ③ 場合、市税による減免措置による支 無 援の必要性の有無 代替の支援スキームがない中、市税減免措置を急に廃止す ることは、団体の円滑な運営に大きな影響を与えるため、段 ④ ③で「有」とした場合、その理由 階的な措置が求められるところである。